国港総第５２７号
令和６年１月１６日

令和6年1月31日
交通政策審議会
第91回港湾分科会
資料3-3

交通政策審議会
会長　　橋本　英二　　殿

国土交通大臣
斉藤　鉄夫
（公印省略）

交通政策審議会に対する諮問について

港湾法第３条の２第４項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第４４３号】
「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の変更について

【諮問理由】
別紙のとおり

別紙

諮問理由

我が国経済の成長や国民生活を支える基盤である港湾について、交通政策審議会港湾分科会防災部会において「気候変動等を考慮した臨海部の強靭化のあり方」が令和５年７月に答申されるとともに、海事局と港湾局が設置したクルーズの安全・安心の確保に向けた検討会において「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」を同年９月に公表されたところである。

また、令和５年１２月の総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議において、国土交通省・防衛省・インフラ管理者の間に「円滑な利用に関する枠組み」を設けた港湾については、民生利用を主としつつ自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して必要な整備・既存事業を促進することとする、運用・整備に関する方針の骨子が示されたところである。

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」は、港湾行政の指針としての役割を担うものであり、これら答申や会議決定で示された内容等を反映するため、貴審議会に諮問するものである。

（　参　考　）

根拠法

港湾法　（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

２　この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

３～１０　（略）

（港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針）

第三条の二　国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

二　港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

三　開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

四　港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
五　経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
六　官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
七　民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

3　基本方針は、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮するとともに、国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮して定めるものとする。

4　国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

5　港湾管理者は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6　国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（港湾計画）

第三条の三　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

2　港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

3　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

4　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき（国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

5　国土交通大臣は、前項の規定により提出された港湾計画について、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

6　国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第二項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

７　国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。
８　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。
９　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。
１０　地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。
１１　第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が港湾計画を定め、又は変更する場合に準用する。

（港湾脱炭素化推進計画の作成）
第五十条の二　港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。次項において同じ。）の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）を作成することができる。
２・３　（略）
４　港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。
５～１１　（略）

（特定利用推進計画の作成）
第五十条の六　特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）は、当該特定貨物輸入拠点港湾について、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「特定利用推進計画」という。）を作成することができる。

２・３　（略）

４　特定利用推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。

５～１１　（略）

（国際旅客船拠点形成計画の作成）

第五十条の十六　国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者（以下「国際旅客船港湾管理者」という。）は、当該国際旅客船拠点形成港湾について、国際旅客船取扱埠頭を中核として官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画（以下「国際旅客船拠点形成計画」という。）を作成することができる。

２・３　（略）

４　国際旅客船拠点形成計画は、基本方針に適合したものでなければならない。

５～９　（略）